

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第6条第1項	訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人以上に不足する月が認められたため、事業所ごとに置くべき訪問介護員等の人員配置基準を遵守すること。	中濃県事務所
2	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第6条第2項	サービス提供責任者が、グループホームの業務に従事しており、常勤専従として配置されていないため、常勤専従のサービス提供責任者を配置すること。なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。	中濃県事務所
3	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第28条第2項	サービス提供責任者が行うこととされている、訪問介護の提供にあたり把握した利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供について、サービス提供責任者以外が行っている状況が認められた。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成のほか、訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等を行うこと。	中濃県事務所
4	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第30条第1項	訪問介護事業所の業務以外（グループホームの業務等）に従事する従業者は「非常勤」として扱うとともに、それぞれの業務を明確に分離した上で、従事者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にした、月ごとの勤務表を作成すること。	中濃県事務所
5	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第30条第2項	同一系列の他の事業所で勤務する訪問介護員が、当該事業所でサービス提供を行っている状況が認められた。同一系列の他の事業所で勤務する訪問介護員に対して兼務発令を行う等、当該訪問介護事業所の訪問介護員によるサービス提供を行う体制を整えること。	中濃県事務所
6	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第17条及び第24条第2項	訪問介護計画について、居宅サービス計画の内容が一部反映されていない事例が認められた。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問介護計画を作成すること。	中濃県事務所
7	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第24条第2項第4号	サービス提供日（曜日）が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。サービス内容の変更を行う場合は、居宅介護支援事業者と適宜連絡を取り、双方において必要な計画の変更を行うこと。	中濃県事務所
8	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
9	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	県基準条例第77号第19条	訪問先が事業所と同一建物内であるため身分証を交付していないとのことであったが、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。	中濃県事務所
10	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第24条第2項	訪問介護計画について、計画期間が要介護認定期間になっており計画作成日以前になっているもの、説明者の記載がないもの、事業所印押印が漏れているものが認められた。全ての訪問介護計画を正確に記載し、利用者等に説明して同意を得た上で、同計画に基づいたサービスを提供すること。	中濃県事務所
11	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第24条第1項、第2項第2号及び第3号居宅サービス等基準要綱第3の1(3)セ(ア)	多くの利用者の訪問介護計画未作成の状態でサービスを提供していた（利用者24人中作成済み4人のみ＜R5.7.14時点＞）。訪問介護計画はサービス提供の根拠となるため、全ての利用者の訪問介護計画を作成し、計画に基づいてサービス提供を行うこと。また、その内容について利用者又はその家族に対して説明して利用者の同意を得るとともに、訪問介護計画を利用者に交付すること。	中濃県事務所
12	訪問介護	4 報酬	介護計画	老企第36号第2の2(19)	訪問介護計画未作成の状態で、R5.4月以降の新規利用者7人の初回加算(200単位/初月)を請求していた。要件に合致していない状態で算定した当該報酬については、R4.9月の事業開始以降に請求した全ての初回加算について別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所
13	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第7条居宅サービス等基準要綱第3の1(1)ウ	サービス提供責任者が同一敷地内で行われている指定介護保険事業以外の業務に従事しており、専ら指定訪問介護に従事しているとは認められない。サービス提供責任者は、指定訪問介護事業所の常勤の訪問介護員を充てることとされているため、すみやかに業務内容を見直すこと。なお、管理業務に支障がない場合において、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と管理者が兼務することは差し支えない。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
14	訪問介護	3 運営	人員基準	県基準条例第77号第20条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)コ(ア)	管理者が、サービス提供責任者及び訪問介護員並びに同一敷地内で行われている指定介護保険事業以外の事業との兼務を行っており、管理業務に支障が生じている状態であるため、すみやかに管理者の業務内容を見直すこと。	中濃県事務所
15	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第17条	居宅サービス計画、及び訪問介護計画で定めた支援時間を超過した支援実施記録が見受けられるため、計画上の支援時間に沿った支援を行うこと。また、支援時間の超過が常態化する場合は計画の見直しも検討すること。	中濃県事務所
16	訪問看護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第73条(第17条準用)、第68条第2項第1号	居宅サービス計画で週2日訪問となっているところ週1日の訪問看護計画に変更していたケースがあるため、居宅サービス計画の内容に沿った訪問看護計画書を作成し、サービスを提供すること。	中濃県事務所
17	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	県基準条例第77号第9条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)イ	重要事項説明書の利用料金の注意書きに、県外の市町村とその地域単価が書かれていたため削除すること。また、初回加算と緊急時加算について、自己負担分が7級地の地域単価で計算されたものが記載されているため、その他地域の地域単価で計算したものを記載すること。	中濃県事務所
18	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第24条第2項第1号 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)セ(ア)	居宅サービス計画書の記載内容（サービス区分、提供曜日、時間）が変更されていたが、対応する訪問介護計画書に、変更された内容の記載漏れがある事例が見受けられた。居宅サービス計画に沿った内容の訪問介護計画に基づいてサービス提供をするため、適切な訪問介護計画書を作成すること。	中濃県事務所
19	訪問介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第9条第1項、第29条第1項第2号	運営規程第4条「職員の職種、員数及び職務内容」に記載の人員と、重要事項説明書の「13. 職員の配置」に記載の人員と相違があるため、内容を統一すること。	中濃県事務所
20	訪問介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第9条第1項、第29条第1項第3号	運営規程第5条「営業日及び営業時間」の営業日の記載内容と、重要事項説明書の「6. 営業日・営業時間」の営業日の、夏季休暇と年末年始休暇の記載内容について相違があるため、内容を統一すること。	中濃県事務所
21	訪問介護	3 運営	運営規程	介護保険法第75条第1項 介護保険法施行規則第131条第1項第1号 県基準条例第77号第9条第1項、第29条第1項第5号	運営規程第7条「通常の事業の実施地域」と、重要事項説明書「5. ホームヘルプサービス提供通常地域」の地域について、相違があるため内容を統一すること。また、通常の事業の実施地域を変更する場合は、変更した日から10日以内に運営規程の変更の届出を行うこと。	中濃県事務所
22	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	県基準条例第77号第9条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)イ	重要事項説明書の内容を一部改正した際に、一部の利用者に対し、改正後の重要事項説明書が交付されていなかった事例が見受けられたため、改正後の重要事項説明書を利用者へ交付し、内容について説明を行い、利用者の同意を得ること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
23	訪問介護	3 運営	記録	県基準条例第77号第40条第1項第1号及び第2号 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)ミ	令和4年12月に1人の利用者に対して行ったサービス提供及び給付費請求について、計画期間が令和4年4月1日以降の訪問介護計画書、居宅サービス計画書の写し、認定有効期間が令和3年10月1日以降の受給者証の写し、実施日が令和3年9月30日以降のモニタリング記録、開催日が令和3年5月9日以降のサービス担当者会議録の写しについて、事業所内での所在が不明となっていた。該当する記録の所在を確認し、紛失等の場合は再作成して利用者及び家族の署名を得たり、居宅介護事業所等から資料を再入手するなどして根拠資料を整備し、当該利用者に対しての記録を整備した日から5年間保存すること。	中濃県事務所
24	訪問介護	3 運営	介護計画	県基準条例第77号第24条第2項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)セ(ア)	訪問介護計画期間の終期までに次期計画を立案せずにサービス提供を継続している事例が複数あった。有効な計画期間の訪問介護計画に基づいてサービスを提供すること。	中濃県事務所
25	訪問介護	1 人員	人員基準	県基準条例第77号第30条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)ト(ア)	訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5人以上確保されるよう、勤務予定及び実績で常勤換算を行い確認を行うこと。また、勤務の実績について、管理者を含めた訪問介護に従事する全員の出勤簿又はタイムカード等の出勤時刻がわかる証拠書類を作成し、事実確認が出来るようにすること。	中濃県事務所
26	訪問介護	3 運営	苦情対応	県基準条例第77号第36条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)ヒ(ア)	苦情処理の体制及び手順等に関するマニュアルが整備されていなかったため、利用者及びその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対処するために整備すること。	中濃県事務所
27	訪問介護	3 運営	記録	県基準条例第77号第20条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の1(3)コ(ア)	サービス手順書の各サービス所要時間に記載誤りがあり、サービス実施記録上の時間と整合が取れない事例があったため、正しい時間に記載を統一すること。	中濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	広告	県基準条例第77号第103条(第34条準用)	広告の「事業の概要」について、現在は廃止されている指定予防通所介護（デイサービス）が掲載されていたため、内容を改めること。	中濃県事務所
2	通所介護	3 運営	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(11)ハ、ニ	個別機能訓練加算に係る個別機能訓練計画と、個別機能訓練実施記録について、プログラムの内容や項目、訓練の時間の相違が散見されたため、計画に沿った訓練を実施し、記録を行うこと。	中濃県事務所
3	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)キ(ア) 消防法第8条	防火管理に関する責任者として選任されている従業者が休職中となっているため、速やかに代わりとなる防火管理に関する責任者を選任すること。	中濃県事務所
4	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)キ(ア)	消火・避難訓練について昨年度は実施していたが、本年度は1度も実施がされていなかったため、速やかに実施すること。	中濃県事務所
5	通所介護	4 報酬	事業所規模	老企第36号第2の7(4)	利用者数の記録（日、月、年単位それぞれ）が不十分で事業所規模の確認が出来ていないため、前年度一月当たりの平均利用延人数を把握し、事業所規模を確認すること。	中濃県事務所
6	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	厚労省告示第95号第24号(第4号イ(7)(三)、(四)準用)	介護職員処遇改善加算の算定要件となる介護職員の資質の向上の支援に関する研修が実施されていなかったため、研修を実施し記録を残すこと。	中濃県事務所
7	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	厚労省告示第95号第24号(第4号イ(8)準用)	介護職員処遇改善加算の内容を全ての介護職員へ周知した記録を確認できなかったため、周知した記録を残すこと。	中濃県事務所
8	通所介護	1 人員	従業者の員数	県基準条例第77号第92条第1項第1号 居宅サービス等基準要綱第3の6(1)ア(エ)	勤務実績表において、サービス提供日ごとに生活相談員の勤務時間数の合計が、当該サービス提供時間帯の時間数以上となっていない日が見受けられたので、サービス提供時間数以上とすること。	中濃県事務所
9	通所介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第97条第1項第2号 第103条(第9条第1項準用)	運営規程第7条第2項「通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等に要した送迎の費用」について、重要事項説明書の「通所介護の利用料及び支払いの方法」の内容と相違があるため、内容を統一すること。	中濃県事務所
10	通所介護	1 人員	管理者	県基準条例第77号第103条(第7条準用) 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ス(第3の1(1)ウ準用)	本事業所の管理者が、市外にある別の訪問介護事業所の介護職員として勤務していた。指定通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら本事業所の管理業務に従事するものとされているため、直ちに勤務形態を見直すこと。	中濃県事務所
11	通所介護	3 運営	中重度ケア体制加算	老企第36号第2の7(9)⑥	中重度ケア体制加算算定要件の一つである「社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラム」の内容が、通所介護計画書等に十分記載されていないため、記載内容を検討すること。	中濃県事務所
12	通所介護	3 運営	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(11)①ハ	個別機能訓練の実施記録（訓練内容、実施時間等）が、訓練計画の内容と整合が取れないため、計画に基づく訓練を実施し、明確に記録すること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
13	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算(I)	老企第36号第2の7(25)(第2の2(22)準用) 老発0301第2号3(1)②四	介護職員処遇改善加算(I)の算定要件である、「介護職員の資質の向上支援に関する計画に関する研修の実施」に関する記録が不十分であるため、研修記録を残すこと。	中濃県事務所
14	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)キ(7) 消防法第8条第1項 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項	避難訓練は本年度2回実施されていたが、消火訓練が本年度1回の実施であったため、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。	中濃県事務所
15	通所介護	1 人員	従業者の員数	基準条例第77号第92条第1項第2号 居宅サービス等基準要綱第3の6(1)ア(カ)b	訪問看護ステーションから派遣された訪問看護師が、利用者の健康観察を行っているが、訪問看護師が当該事業所で業務に従事した日時や担当者に関する記録が残されていなかったため、業務に従事したことが明らかになる書類を整備すること。	中濃県事務所
16	通所介護	3 運営	記録の整備	県基準条例第77号第102条第2項第2号 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)シ	入浴や送迎を中止した場合の記録誤りや、サービスの中止等理由の記載無しが散見されるため、サービス提供記録の様式を改良する等して正確な記録に努めること。(※誤記載や未掲載による請求誤りは確認できなかった。)	中濃県事務所
17	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	県基準条例第77号第96条 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ウ(7)	通所介護計画は管理者が作成することとされているため、作成者や評価者の記名欄へ責任者である管理者と通所介護計画をとりまとめた職員がそれぞれ記名できるようにするなど、管理者の責任において当該計画を作成したことがわかるような書式とすること。	中濃県事務所
18	通所介護	3 運営	指定通所介護の取扱方針	県基準条例第77号第95条第2項第1号、第103条(第14条準用)	実際の支援及び介護給付費の請求は決定した支援方針の通りに行われていたが、ある利用者の通所介護計画において、サービス担当者会議で「指定曜日のみ入浴」や「入浴しない」と情報提供を受けていた利用者が、通所介護計画書では毎日入浴する事とされていた。サービス担当者会議の結果を適切に通所介護計画に反映し、通所介護計画に基づき必要な援助をすること。	中濃県事務所
19	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	県基準条例第77号第96条第2項第2号 居宅サービス等基準要綱第3の6(3)ウ(エ)	通所介護計画及び個別機能訓練計画に、利用者やその家族が同意した事を示す署名記載する欄がなく、同意は口頭確認のみで署名を受けていなかった。通所介護計画及び個別機能訓練計画は、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得ること。	中濃県事務所
20	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	県基準条例第77号第96条第3項	通所介護計画書について、計画期間終了後の項目別評価欄が未記入である事例が散見されたため、評価を行い結果を記録すること。	中濃県事務所
21	通所介護	2 設備	変更の届出等	介護保険法第75条第1項 介護保険法施行規則第131条第1項第6号	当所へ届出されている事業所の機能訓練室の床面積と、実際の機能訓練室の床面積が異なっていた他、調理室をトイレへ改造し、機能訓練室の一部を洗濯場兼湯沸室とする変更が行われていたが、建物の構造及び専用区画の変更が行われたあと10日以内にに変更の届出がされていなかった。基準上問題はないが、今回の運営指導で確認された専用区画の変更事項について、早急に変更届を提出すること。また、建物の構造、専用区画等を変更した場合は、変更した日から10日以内に変更届を提出すること。	中濃県事務所
22	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(11)①ニ	個別機能訓練計画に記載された訓練内容と時間、及び5人程度以下の小集団で訓練を行っているかを訓練実施記録で確認できないため、確認できるよう体制を整えること。	中濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
23	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	厚労省告示第95号第24号(第4号イ(2)準用)	介護職員処遇改善加算の年度毎の計画内容を全ての介護職員へ周知していなかったため、周知すること。	中濃県事務所
24	通所介護	1 人員	従業者の員数	県基準条例第77号第92条第1項第2号及び第4号 居宅サービス等基準要綱第3の6(1)ア(カ)及びウ	令和〇年〇月〇日以降、看護職員及び機能訓練指導員を兼務していた職員の欠勤に伴い、運営指導実施日まで通所介護の提供日に1人以上配置すべき看護職員及び機能訓練指導員の配置がされず、人員基準上必要な看護職員が配置されていないかった。早急に看護職員及び機能訓練指導員を配置すること。	中濃県事務所
25	通所介護	4 報酬	人員基準欠如	老企第36号第2の7(23)	令和〇年〇月〇日以降、人員基準上必要な看護職員が配置されていないかった。看護職員が配置されていない状況が発生した場合において、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数が1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、通所介護利用者の全員について、所定単位数が70/100に減算されることから、要件に合致していない状態で算定した当該報酬については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所
26	通所介護	4 報酬		老企第36号第2の7(11) 厚労省告示第95号第16号イ(1)及び(5)	令和〇年〇月〇日以降、機能訓練指導員が配置されていない状態で、「個別機能訓練加算(I)イ(56単位/日)」を請求していた。要件に合致していない状態で算定した当該報酬については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)短期入所療養介護	4 報酬	緊急短期入所受入加算	老企第40号第2の3(11)	緊急短期入所受入加算に関して、緊急短期入所の理由が明確に記録されていない場合があるので、緊急利用の理由を明確に記録するとともに、変更前後の居宅介護計画を保管しておくこと。	中濃県事務所
2	(介護予防)特定施設入居者生活介護	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算(I)	老企第40号第2の4(20)(2(23)準用)老発0301第2号第3(2)③④	介護職員等特定処遇改善加算(I)の算定要件である「処遇改善の内容等について、インターネットの利用、その他適切な方法により公表している」について、本事業所では計画書に「ホームページへの記載や施設での掲示をもって公表する」としていたが、実際は公表されていなかったため、ホームページへの記載や、事業所での掲出を行うこと。	中濃県事務所
3	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	サービス提供の記録	県基準条例第77号第208条第1項 県基準条例第78号第200条第1項 居宅サービス等基準要綱第3の10(3)ウ(ア)	被保険者証に利用開始年月日、施設名称、利用終了年月日の記入漏れが散見されたため、確実に記入すること。	中濃県事務所
4	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	特定施設サービス計画の作成等	県基準条例第77号第211条第2項第1号及び第5号、第220条第2項第2号 県基準条例第78号第210条第1項及び第2項第3号、第207条第2項第2号 居宅サービス等基準要綱第3の10(3)カ	入浴を拒否する利用者の情報をサービス計画等に反映できておらず、入浴しない場合に清拭した記録も残されていなかった。業務日誌等に入浴ではなく清拭を行った記録を残すと共に、利用者について把握された解決すべき課題をサービス担当者会議にて共有し、必要に応じてサービス計画の変更を行うこと。	中濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第254条第1項第2号 県基準条例第78号第251条第2項第2号	特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉販売計画）を利用者又はその家族に説明して利用者の同意を得る以前の日付で福祉用具を発注し、代金を領収している事例が見受けられた。過去の全ての販売で同様の事例が無いか確認するとともに、必ず利用者又はその家族へ説明して利用者の同意を得た後に販売すること。	中濃県事務所
2	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	サービス提供の記録	県条例第77号第250条 県条例第78号第245条	特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の記録が作成されていなかったため、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	中濃県事務所
3	（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	衛生管理等	県条例第77号第241条第4項 県条例第78号第234条第4項	福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	中濃県事務所
4	特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画の作成	県条例第77号第254条第1項第2号 県条例第78号第251条第2項第2号	一部の特定（介護予防）福祉用具販売計画について、利用者の同意を得る前にサービス提供をおこなっていた記録があったため、福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、同計画に基づいたサービスを提供すること。	中濃県事務所
5	特定（介護予防）福祉用具販売 （介護予防）福祉用具貸与	1 人員	勤務体制の確保	県条例第77号第244条、第256条（第98条第1項準用） 県条例第78号第237条、第249条（第115条の2第1項準用） 居宅サービス等基準要綱第3の11(3)コ（第3の6(3)オ（ア）準用） 居宅サービス等基準要綱第3の12(3)コ（第3の6(3)オ（ア）準用）	出勤簿やタイムカードが整備されておらず、勤務実態が不明であったため、従業員の勤怠管理を行い、従業員の勤務実態を把握できるよう管理すること。	中濃県事務所

○令和5年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	5 その他	介護	介護老人福祉施設基準条例第79号第18条第6項 介護老人福祉施設基準要綱第2の3(12)カ	入所者の着替え時に他入所者の衣類を間違えて着衣させた事案が生じていたため、衣類を取り間違えることの無い様、適切な介護に努めること。	中濃県事務所